



【厚生年金基金】

年金経理から業務経理への繰入特例措置延長 等に関するパブリックコメント募集（続報）

平成22年1月6日付で厚生労働省から以下の改正案の概要が公開されました。2月4日までの間、一般からの意見を募集しています。

厚生年金基金における年金経理から業務経理への繰入れの特例等について（案）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495090259&OBJCD=100495&GROUP=>

改正の概要

厚生年金保険の被保険者原簿と厚生年金基金の加入員原簿の突き合わせなど特定の事務に必要な経費に充てる場合に限り、年金経理から業務経理への繰入れに関する要件が平成21年度末まで緩和されていますが、[1月5日のPENSION NEWS](#)に記載のとおり、当該特例措置が平成23年度末まで延長される予定です。

今般の改正案の概要では、以下の通り、特例措置による繰入れ要件の詳細などが示されています。

(1) 突合等の特定事務に必要な経費に係る繰入れ要件（平成22、23年度の適用）

平成23年度決算の時点で掛金の引上げが必要となった場合には、適正な掛金引上げを行うことについて、あらかじめ代議員会で議決することを要件とする。（従前の特例措置は、財政運営基準に基づき適正な掛金手当を行っていることが要件とされていました。）

なお、以下の事項について、信託協会経由で厚労省に確認を得ています。

- ・本特例措置による繰入れについては、限度額を設けない
- ・本特例措置による繰入れを行う場合は、前事業年度の2月末日までに申請（予算変更により繰り入れを行う場合は、随時申請）
- ・省令・通知改正の前に、本内容に基づき代議員会の議決を行っても差し支えない

(2) I型基金における機械処理経費等の手当て

勘定科目「機械処理経費等」を新設し、I型基金において、委託可能な業務のうち自ら行う業務に係る費用を年金経理から支出することを可能とする。

以上



SUMITOMO
TRUST

住友信託銀行